

広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会

開催趣旨

大規模噴火時の広域降灰対策については、令和2年に中央防災会議の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」報告書¹が公表され、富士山噴火をモデルケースとした各分野における影響及び対策の検討にあたっての留意事項等が示された。同報告書では、大規模噴火時の降灰への対応のトリガーとなる大規模噴火発生の情報及び、噴火の推移に応じた降灰の見通しに関する情報について、内容や発表方法等を検討する必要があることが示された。また、今年度、内閣府の「首都圏における広域降灰対策検討会」²が開催され、関係省庁や地方公共団体等の広域降灰対策に係る考え方や留意点等の検討が進められている。

降灰は、その量に応じて人々の生活に様々な影響を及ぼすため、気象庁では平成20年から降灰予報の提供を開始し、平成27年3月からは「降灰予報の高度化に向けた提言」（平成25年3月）³を踏まえ、噴火後にどこにどれだけの量の火山灰が降るかについて、情報を提供している。また、活動が活発化している火山では、もしも今日、噴火が起こるとしたら、この範囲に降灰があるという事前の情報も提供している。

1707年の富士山の宝永噴火のような大規模噴火が発生した場合、広い範囲で降灰に見舞われ、国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されるが、現在の降灰予報は1mm以上の降灰量を同一のカテゴリーで扱っているため、広域降灰対策に資する情報体系とはなっていない。

このような背景の下、大規模噴火時の広域降灰対策に資する呼びかけ内容や降灰予測情報のあり方について、現在の予測技術の限界を確認しつつ、どのような情報体系とすべきかの議論を行うため、学識者、地方公共団体、報道関係者等による「広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会」を開催するものである。

¹ 大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策―富士山噴火をモデルケースに～（報告）（令和2年4月7日）

<https://www.bousai.go.jp/kazan/kouikikouhaiworking/index.html>

² <https://www.bousai.go.jp/kazan/shutokenkouhai/index.html>

³ https://www.jma.go.jp/jma/press/1303/29a/kouhai_kentokai_teigen.html

広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会
規約

(名称)

第1条 本検討会は、「広域降灰対策に資する降灰予測情報に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、大規模噴火時における広域降灰対策に資するよう、降灰の厚さに応じた呼びかけ内容や、防災対応のトリガーとなる情報及び降灰の見通し情報のあり方等について必要な検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、気象庁地震火山部長が任命する。

(検討会)

第4条 検討会には座長を置き、検討会に属する委員のうちから、気象庁地震火山部長が指名する。

- 2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に参加を求めることができる。
- 4 検討会は、原則として公開で開催する。
- 5 検討会の配付資料は、気象庁ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。
- 6 検討会の議事要旨は、検討会後速やかに作成し、各委員に確認後、座長了承の上、気象庁ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、気象庁地震火山部に置く。

- 2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

第7条 この規約は、令和7年1月14日から施行する。